

会計検査院による検査の実施に伴う生活保護費国庫負担金等の返還について

1. 概要

平成 27 年度の生活保護業務に関する会計検査院による検査において、区をはじめとする 6 都県 29 事業主体の債権管理業務が不十分であるとの理由で、会計検査院が厚生労働省に対して、是正改善の処置要求を行った。その結果、今般、厚生労働省等より平成 22 年度から平成 26 年度の弁償金等に関する不納欠損処理により交付された国庫負担金等について、平成 29 年 3 月末までに返還することを指示された。

なお、会計検査院の検査に関しては、平成 28 年 1 月 29 日及び同年 11 月 14 日に当委員会に報告済である。

2. 従来の区の対応

(1) 債権管理台帳の整備について

区は、生活保護システムにより、債務者の氏名・住所等の基本情報を管理するとともに、返還金の根拠や決定額、決定日、返還金の納付日、納付金額等を管理しており、債権管理台帳として整備していた。

(2) 督促・催告の実施状況について

区は、毎年 1 回滞納世帯に対し、滞納総額及び返還を求める意思を示した通知と納付書の発送による督促・催告を行っていた。

3. 会計検査院の主な是正改善処置要求

(1) 債権管理台帳の整備について

債権管理台帳は被保護者に係る保護の記録の付随記録ではなく、債権としての独立した記録であること（独立性）、債権の発生から消滅に至るまでの網羅的な記録であること（網羅性）、債務者や債権に係る情報が一元化・集約化されていること（一覧性）が必要であるが、区の債権管理台帳は情報の独立性、網羅性、一覧性が不十分である。

(2) 督促・催告の実施状況について

区の通知及び納付書では、督促の対象となる個々の債権の特定が不十分であり、有効な督促・催告とはいえない。

4. 国庫負担金等の返還額

年 度	国庫負担金返還額	都負担金返還額	返還額合計
平成 22 年度	20,036 千円	410 千円	20,446 千円
平成 23 年度	24,427 千円	782 千円	25,209 千円
平成 24 年度	20,955 千円	430 千円	21,385 千円
平成 25 年度	30,625 千円	393 千円	31,018 千円
平成 26 年度	55,241 千円	822 千円	56,063 千円
計	151,284 千円	2,837 千円	154,121 千円

5. 債権管理に関する区の対応

(1) 現行の生活保護システムを改修して債権管理台帳の整備に着手するとともに、督促状等の様式を修正して、有効な督促を実施している。

(2) 国庫負担金等の返還に要する経費を補正予算として計上して、平成 29 年第一回定例会において、提案をする予定である。